

ワット購入等にかかる 契約締結時交付書面

～重要～

本書面には本契約の締結に関して重要な内容が含まれます。
内容を十分お読みいただきご理解いただきますようお願いいたします。

株式会社チェンジ・ザ・ワールド
〒998-0864 山形県酒田市新橋2丁目26-20

本書面は、当社が提供するサービス「ワット」（以下「本サービス」といいます。）において当社とお客様の間で締結するW（ワット）等（下記2に定義します。）にかかる売買契約及び管理委託契約（以下「本契約」といいます。）に関する内容をご説明するものです。本サービスの内容等につきましては、当社ウェブサイト（<https://change-x.jp>）をご参照ください。

サンプル

本契約に関する事項

1. W（ワット）等の種類、数量及び価額

お客様が本契約を締結いただく再生可能エネルギー発電設備（以下「対象設備」といいます。）及び対象設備にかかる共有持分（以下「W（ワット）」といい、総称して「W（ワット）等」といいます。）の内容は、以下の通りです。

対象設備の種類	太陽光発電所/風力発電所
対象設備の名称	●市●号発電所
対象設備の所在地	●県●市● - ●
契約電力会社	東京電力
対象設備の状態	発電開始前/発電中
対象設備の総発電容量	●W
W（ワット）販売価格/W	●円/W（税込）
W（ワット）購入数	●W
W（ワット）購入代金	●円（税込）

2. W（ワット）等の売電期間

W（ワット）等の売電期間は以下の通りです。

売電期間	202●年●月●日～202●年●月●日
------	---------------------

なお、上記1に定める対象設備の状態が発電開始前の場合、売電期間の開始日は予定日となります。

3. お客様の取得する売電収入の内容並びに支払方法及び支払時期

【売電収入の内容及び支払方法】

売電収入の支払は、売電収入と同額のW（ワット）をお客様に付与する方法により行われます。ただし、当該支払時に当社がW（ワット）を保有していない場合、当該支払は同額のチェンジコイン（当社が支払う売電収入を電子的に記録した数値または単位をいいます。）をお客様に付与する方法により支払われます。

【支払時期】

毎月4日を締め日とし、当社が当該締め日までに契約電力会社から受領した電力の売買代金を受領した場合、当社は、上記6に定める計算式に基づく売電収入を当該締め日の翌日（毎月5日）から起算して3営業日以内にお客様に支払います。

4. お客様負担の手数料等

お客様がW（ワット）購入する際、銀行振込での支払を選択された場合、当該振込時に発生する振込手数料はお客様の負担となります。

お客様がW（ワット）売却する際、銀行振込による現金への換金を選択した場合、お客様は振込手数料として390円を当社に支払います。

お客様が契約締結時交付書面受領日から起算して14日以降に本契約を解除した場合、お客様は当該契約にかかるW（ワット）の購入代金に対して、当該契約が締結された日から当該契約を解除した日までの期間につき、法定利率（民法第404条第2項及び第3項に定める法定利率。1年に満たない端数は年365日の日割計算とします。）の割合による契約解除手数料を当社に支払います。

5. 契約締結時交付書面受領日から14日以内の契約解除について

お客様は、本契約の締結に際して、当社から提供される契約締結時交付書面

サンプル

を受領した日から起算して14日を経過するまでの間は、書面又は電磁的記録により、当該契約の解除を行うことができます。

書面の郵送並びに電子メールの送付先は以下の通りです。

【郵送の場合】

〒998-0864
山形県酒田市新橋2丁目26-20
株式会社チェンジ・ザ・ワールド

【電子メールの場合】

メールアドレス：●●●●●●

書面又は電子メールには以下の項目をご記載ください。

【記載事項】

- ・本契約締結日
- ・お客様の住所
- ・お客様の氏名
- ・対象設備の名称
- ・W（ワット）購入数
- ・W（ワット）購入代金
- ・お客様名義の振込口座

当社は、以下の事由が発生した場合、お客様に対して当該解除を行うことができる旨を記載した書面を改めて交付するものとし、お客様は、当該書面の受領から14日を経過するまでの間は、書面又は電子メールによる意思表示により、当該解除を行うことができます。

- ・当社が不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をしたことにより当該解除を行わなかった場合
- ・当社が威迫したことにより困惑したことにより当該解除を行わなかった場合

当該解除は、お客様がその解除を行う旨を記載した書面を郵送又は電子メールを発送したときに、その効力が生じます。

当社は、当該解除がなされた場合でも、損害賠償又は違約金の請求をお客様に請求しません。

当該解除に際して、W（ワット）の返還に要する費用が発生した場合、当社は当該費用の全額を負担するものとします。

当該解除がなされた場合、本契約にかかるW（ワット）の売買契約についても当然に契約解除されるものとします。

当社は、当該売買契約の解除がなされた場合でも、損害賠償又は違約金の請求をお客様に請求しません。

当該売買契約の解除に際し、W（ワット）の返還に要する費用が発生した場合、当社は当該費用の全額を負担するものとします。

当社は、当該売買契約の解除までお客様に支払われた売電収入を、当社がお客様に対して請求することはありません。

6. 契約締結時交付書面受領日から14日以降の契約解除について

サンプル

お客様は、本契約の締結に際し当社から提供される契約締結時交付書面を受領した日から起算して14日を経過した後は、将来に向かって本契約の解除を行うことができます。

書面の郵送並びに電子メールの送付先は、上記5の定めと同様です。

お客様は、契約締結時交付書面受領日から起算して14日以降に本契約を解除した場合、当該契約にかかるW（ワット）の購入代金に対して、当該契約が締結された日から当該契約を解除した日までの期間につき、法定利率（民法第404条第2項及び第3項に定める法定利率。1年に満たない端数は年365日の日割計算とします。）の割合による契約解除手数料を当社に支払います。なお、当該契約解除手数料は、当社が当該W（ワット）にかかる購入代金を返金する際に、差し引く方法によりお客様から当社に支払われます。

7. 損害賠償の予定に関する定めについて

お客様が当社に対して請求することができる損害賠償の累計総額は、お客様のW（ワット）の取得金額または損害発生から直近6ヶ月の間にお客様に支払った売電収入の総額を上限とします。

8. W（ワット）等の返還保証処置の有無

W（ワット）にかかる対象設備は災害保険に加入しており、災害が発生した場合、当社は、当社が加入する保険により対応可能な範囲内に限り対象設備の修理又は交換対応を行います。当該保険の内容につきましては、当社ウェブサイト内安心保障のページ（<https://change-x.jp/docs/solar/guarantee>）をご参照ください。

9. 当社概要

商号	株式会社チェンジ・ザ・ワールド
本店所在地	〒998-0864 山形県酒田市新橋2丁目26-20
代表取締役	池田友喜
電話番号	0234-43-6301

10. 契約締結者名及び役職名

担当者名	池田友喜
役職	代表取締役

11. お客様のお名前及びご住所

お名前	●●●●
ご住所	〒●●●● - ●●●● ●●●●市●●●●

12. 本契約の締結日

本契約の締結日	20●●年●月●●日
---------	------------

13. W（ワット）等の管理を行う場所の名称及び所在地並びにその管理の方法

対象設備の種類	太陽光発電所/風力発電所
---------	--------------

サンプル

対象設備の名称	●市●号発電所
W（ワット）等の管理を行う場所の名称（所在地）	●県●市● - ●

【W（ワット）等の管理方法】

W（ワット）等は、当社又は当社が委託する維持管理業者が維持管理（定期点検、遠隔監視、駆けつけ対応その他対象設備の発電に必要な維持管理）を行います。

また、W（ワット）にかかる対象設備は災害保険に加入しており、災害が発生した場合、当社は、当社が加入する保険により対応可能な範囲内に限り対象設備の修理又は交換対応を行います。当該保険の内容につきましては、当社ウェブサイト内安心保障のページ (<https://change-x.jp/docs/solar/guarantee>) をご参照ください。

14. W（ワット）等の返還方法

当社は、上記2に定める対象設備の売電期間が終了した場合であっても、W（ワット）等を返還せず、その際に、当該W（ワット）等の対価は支払いません。なお、当該W（ワット）等の解体、撤去、処分費用が発生した場合でも、その一切をお客様に請求することはありません。

15. 代替物の返還

当社は、上記14に定めるW（ワット）の返還に代えて、代替物の返還を行うことはありません。

16. お客様の取得する売電収入の見込額

お客様がW（ワット）を上記2に定める売電期間まで保有した場合の見込獲得収入及びその計算式は、以下の通りです。

見込獲得収入	●● 円(税込)
計算式	$\text{売電収入} = (\text{対象設備について契約電力会社から受領した電力の代金総額} - \text{対象設備にかかる1ヶ月あたりの管理費総額}) \times \text{お客様保有W（ワット）数} / \text{対象設備の総発電容量}$

なお、見込獲得収入は計画値であり、実際の収入を保証するものではありません。（天候又は対象設備の不具合・故障等により、表記の見込獲得収入を下回る場合があります。）

17. 本契約の更新に関する事項

本契約の更新はありません。

18. 各種書面の閲覧可能場所並びに当該書面の閲覧及び謄写の請求方法

お客様は、以下に定める書面（以下「各種書面」といいます。）を当社事務所にて閲覧することができます。（なお、各種書面はデータ形式で作成及び保管しております。）

- ・本サービスにて取り扱うW（ワット）等の管理状況に関する書類
- ・本契約の契約締結前書面
- ・本契約の契約締結時書面
- ・お客様が保有するW（ワット）等の管理状況及び売電収入の支払状況に関

サンプル

する報告書

各種書面の閲覧場所は以下の通りです。

事業所の名称	所在地
本社	〒998-0864 山形県酒田市新橋2丁目26-20
東京支店	〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン14F WeWork 内

お客様は、当社に対して各種書面の閲覧又は謄写の請求を行うことができます。当該請求方法は以下の通りです。

【請求方法】

電子メールに以下の項目を記載の上、support@ctws.jpまでお送りください。（なお、必ず本サービスに登録しているメールアドレスからお送りください。）

- ・お客様の住所
- ・お客様の氏名
- ・お客様の電話番号
- ・閲覧又は謄写を希望する書面
- ・閲覧方法又は謄写の交付方法（電子メール又は事業所訪問）
電子メールの場合：各種書面データの謄写を送付いたします。
事業所訪問の場合：各種書面データの閲覧又は謄写の請求が可能です。
- ・訪問する事業所及び訪問希望日（事業所への訪問を希望する場合）

また、電子メールには必ず以下の本人確認書類を添付してください。

【お客様が個人の場合】

- ・お客様本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カードなど、お客様の住所及び氏名が記載されているものいずれか1通（有効期限内のものに限ります。）

【お客様が法人の場合】

- ・本サービスに登録されている法人名が記載された印鑑登録証明書1通（発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

また、以下の書面については当社ウェブサイトのマイページ内、発電設備売買履歴 (<https://change-x.jp/trade/history>) からも確認することができます。

- ・本契約の契約締結前交付書面
- ・本契約の契約締結時交付書面（本書）

19. お問い合わせ先

本書面に関して、ご不明点がありましたら、以下の窓口までお問い合わせください。

サンプル

お問い合わせ先	ワットストアカスタマーサポート
本社	〒998-0864 山形県酒田市新橋2丁目26-20
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●●
受付時間	10:00～17:00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）